

(様式 1-3)

## 田村市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	田村市立小学校・幼稚園・保育所等遊具更新事業	事業番号	A-1-1
交付団体	田村市		事業実施主体	田村市	
総交付対象事業費	154,606 (千円)		全体事業費	154,606 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
<p>小学校 11 施設、幼稚園 4 施設、こども園 2 施設、保育所 3 施設内にある屋外遊具の鉄棒、ブランコ等を更新し、園児児童、保護者ならびに教職員の不安を払拭し、安心して運動できる環境を整える。</p> <p>また、都路地区の小学校 2 校、中学校 1 校、こども園 1 箇所は、現在、避難先の仮校舎、保育所での授業、保育を行っている。平成 26 年 4 月の再開に向けて準備中であり、本事業の実施により子どもたちが屋外で安心して運動できる環境を整備することができる。</p>					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)					
<p>田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) に「学習環境の充実」、「安心して子どもを生き育てやすい環境づくり」、また、田村市総合計画 (平成 19 年 3 月策定) に「子育て支援施策の推進」、「学校教育の充実」「青少年の健全育成」を位置づけ、子どもたちの健やかな成長を図るものとしている。</p> <p>東日本大震災からの復興には、市民が心穏やかに安心して暮らすことのできる日常生活の回復が最重要事項であるため、安心して子どもを生き育てる環境づくりや未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努める。</p> <p>※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p> <p>①田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) (P 12 ~ 13 参照)</p> <p>VI 新たな地域づくり</p> <p>1. 暮らしの再生</p> <p>(5) 学習環境の充実の②</p> <p>(7) 安心して子どもを生き育てやすい環境づくり</p> <p>②田村市総合計画</p> <p>基本理念 「人」の個性を大切にします。</p> <p>基本方針 「健康づくりと福祉の充実」</p> <p>施 策 「子育て支援施策の充実」</p> <p>基本方針「未来を担うひとづくり」</p> <p>施 策 「学校教育の充実」、「青少年の健全育成」</p>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
<p>原子力災害前後で市の人口 40,422 名 (平成 22 年国勢調査) の 1.59% にあたる 641 名 (全国避難者情報システム) が平成 24 年 10 月 1 日時点で市外へ避難しており、避難者総数は、平成 25 年 8 月 1 日時点で 2,279 名 (田村市災害対策本部調) と災害前の人口の 5.6% と未だ多くの市民が市内外へ避難している状況にある。</p> <p>小学校の児童数は、平成 23 年 3 月 1 日時点 2,287 名が、平成 25 年 8 月 1 日時点 1,962 名であり、325 名、14.2% の減少となっており、幼稚園は平成 23 年 3 月 1 日時点 290 名が、平成 25</p>					

年8月1日時点263名と、27名、10%の減少となっている。

また、18歳未満の避難者は、平成25年4月1日現在、市内に避難288名、市外に避難48名、県外に31名の計367名となっている。

放射線への不安から、幼児や小学生などの子どもがいる若い世帯の流出が見られ、未来を担う人材が減少していることは深刻な問題であり、家族が別々に避難している状況で、コミュニティやのイベントの開催など、地域の復興に影響を及ぼしている。

#### 【子どもの運動機会の確保のための事業】

##### ○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

原発事故以前、幼稚園や小学校の子どもは、遊具での遊びや運動を楽しみにしており、休憩時間や体育の授業において、それらを活用した運動を率先して行っていた。しかし、原発事故以降、放射性物質の影響に対する不安により、遊具を使用することが避けられ、運動機会が減少している。遊具を更新することにより、放射性物質への不安を取り除き積極的な運動の場と機会が確保されるものと考えられる。

##### ○震災前と比較して、子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

平成24年度の体力・運動能力テストの結果を見ると、全国平均に達していない種目は小学校5年男子で8種目中6種目、5年女子が8種目中5種目であった。特に、5年男子の握力の調査結果を見ると、平成22年度が全国比100%で全国とほぼ同じレベルであったのに対し、平成23年度96%、平成24年度99%と、全国平均には至っていない。5年女子シャトルランについては、平成22年度が94%、平成23年度94%、平成24年度にあっては、90パーセントと年々差が広がっている。これは、放射線等への不安により運動に対して消極的になり、それにとまなう運動機会の減少が、体力の低下に影響をしていると考えられる。

したがって、遊具を更新し、放射線等への不安を取り除き、運動に親しむ機会をできるだけ多く設けることで、自分の体を支える、ぶらさがる等の力を付けさせ、様々なスポーツの基礎となる体力を高めることが必要である。

##### ○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

本市において、幼稚園や学校、公園等で、原発事故以降に新たに設置された遊具はほとんどない。事故前に設置されていた幼稚園・小学校の遊具を更新することにより、放射性物質の影響への不安を払拭するとともに、運動への意欲を高め、外遊びの習慣化を図ることが必要となっている。

##### ○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

遊具更新のために新たな用地の確保は困難な状況であることと、本市では学校敷地を優先して除染を行ったため、放射性物質の遊具を更新することにより、さらなる保護者の不安を軽減できる。

また、幼稚園や学校では教師の指導のもと、計画的な利用がなされるため、活用の機会が多く、体力向上のための遊具更新の効果が十分に得られる。

##### ○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

平成25年8月現在、市内小学校16校、122学級1,964名の児童が在籍している。小学校の遊具を更新することにより、放射性物質への不安が解消され、体育の授業や休憩時間で多くの児童の積極的な活用が見込まれる。

また、26年度度入学定児童は277名おり、安心して運動できる環境を整える必要がある。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

本市の小学校では、16校中8校で、放課後子ども支援事業の一環として「めだかの学校」を開設しており、放課後の2時間程度を市内のボランティアによる指導のもと、学習面の支援を含め、外遊び、ゲーム等の交流活動を行っている。また、2校は学校敷地内に放課後児童クラブを設置しており、教育活動以外でも積極的な活用がなされる。

平日は学校の教育活動に支障のないように、休日については安全面のルールを守ることを徹底し、市の広報誌やホームページに開放予定等を掲載し就学前の子どもを含め、地域の多くの子どもたちが活用できるよう周知する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

「学校屋外遊具更新事業」の効果をより高めるためには、幼児や児童の運動への興味・関心を高めるとともに、望ましい運動の仕方を理解させる必要がある。そのため、オリンピック経験者や運動方法や理論に精通した大学の教授等を講師として、幼児への実技指導や教員を対象とした指導方法に関する実技研修等を行う。また、市広報やホームページを活用して広く市民に周知し、地域ぐるみで体力向上への促進を図る。

○その他（効果指標及びモニタリング方針）

文部科学省による体力テスト及び運動習慣等調査による変容を見る。さらに、市独自に、1週間あたりの外遊びの時間数やどんな運動をしているか等の遊具や固定施設設置の効果検証のアンケートを実施する。教員に対しては、遊具設置による児童の変容や学校や幼稚園での活用状況について訪問調査を行い、効果を確認する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	